

令和4年度障害者総合福祉推進事業

「難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究」

『お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～』

活用の手引き

令和4年度障害者総合福祉推進事業事務局

PwC コンサルティング合同会社

I. 本資料の目的

1. 作成目的・位置づけ

『お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～』（以下、本資料）は、令和4年度障害者総合福祉推進事業 課題番号2『難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究』推進事業(以下、本事業)において、厚生労働省及び文部科学省の職員も出席する検討会における有識者からの指摘を踏まえ、PwC コンサルティング合同会社が検討・作成した成果物です。

各自治体には、本資料の内容を都道府県等の実情に合わせて更新いただいた上で、都道府県等を発行者とし、きこえの専門医、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）（いわゆる「ろう学校」。以下「聴覚障害特別支援学校」という。）等の地域の支援機関（以下「支援機関」という。）等を経由して難聴児の家族等に適切な情報提供を行っていただくことを目的としています。本事業実施の背景は下記の通りです。

（本事業の背景）

- 先天性難聴児は1,000人に1～2人程度とされており、早期に発見し、適切な支援に繋げることが重要である。特に新生児聴覚検査（医療機関等では、新生児スクリーニング検査、新生児聴覚スクリーニング、新生児聴覚スクリーニング検査等とも表現されますが、本稿では「新生児聴覚検査」といたします。）でリファア（要再検をいう。以下同じ。）となり、自分の子どもが難聴・ろう者であるとの診断を受けた家族等（以下「家族等」という。）にとって、そのショックなどから十分な情報を得られないことが考えられる。そうしたことから、体系的な情報を家族等に対し適切な機関から示し、家族等に寄り添った支援を行うことが重要といわれている。特に家族等が難聴者でない場合には、難聴・ろうに関する基礎的な情報を持たない可能性があり、今後の子育てに関して不安を抱えることもあるため、より一層網羅的な情報提供が重要であると考えられる。
- 家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報について整理し、各地域で共通していると考えられる基本的な情報については、一覧化のうえ、各地域で引用し活用できる汎用性を持ったフォーマットを示すことが重要であると考えられる。
- 令和4年2月25日付けで厚生労働省及び文部科学省から発出された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、「本人とその家族等を中心とした早期支援が、言語・コ

コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減等につながる」とされ、家族等に対する支援として、学びにつながる教材の作成・配布や関連情報へのアクセスしやすさなどが示されている。また、難聴児支援の主体となっている自治体において、各地域の情報を整理し、上記の基本的な情報とともに家族等へ提供することが重要であると考えられる。

2. 想定している読み手

- 1) 新生児聴覚検査により、子どもの精密検査を勧められた家族等
- 2) 精密検査で診断を受けた難聴児・ろう児の家族等

これらの読者に行き渡るよう、医療機関（特に、産科・小児科・耳鼻咽喉科を標榜する医療機関）、助産所、保健所及び市町村、療育機関、当事者団体等を通じて提供することを推奨します。また、広く理解を広げるために、貴自治体の公式ウェブサイト等での周知、自治体窓口での提供等も推奨します。

II. 本資料の活用方法

本資料は、難聴児支援に関する国内の資料を収集し、難聴児の家族等に必要と考えられる情報をとりまとめたものです。

本資料は、(a)本編資料と(b)概要版の2つがあります。本資料の使用にあたり、御留意頂きたい事項は次の通りです。

1. 本資料の更新

本資料（本編及び概要版）は、各自治体(都道府県等)の固有情報が記載された状態で家族等に提供することが望ましいです。よって、都道府県が主体となり、各自治体において、次の通り更新されることを推奨します（都道府県が更新者となり、市町村と連携しながら更新することを想定しておりますが、都道府県と相談の市町村が更新することを妨げるものではありません）。

なお、本資料はパワーポイント形式での提供も行いますので、必要に応じて PwC コンサルティング 合同会社へお問い合わせください。

1.1 本資料(a)本編 更新のための実施事項

| | |
|------------------|--|
| <p>① 追記</p> | <p><u>本資料(a)本編の以下の部分については、貴自治体において追記をお願いします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙下部の入力欄に貴自治体名・ロゴ及び、連絡先の記入 ・ なお、連絡先は、ホットラインや相談窓口の連絡先、各種相談チャットツールの QR コード等、ワンストップで支援できる窓口の連絡先が望ましい ・ その他、下記のページにおける情報の追記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目次：『<u>〇〇〇〇</u>における行政機関の支援施設など』の下線部分に貴自治体名の追記 ・ 31,32 ページ：入力欄へ貴自治体で難聴児支援の中核となる機関・施設・団体の名称の追記 ・ 『<u>〇〇〇〇</u>における行政機関の支援施設など』のページにおける、下線部分に貴自治体名の追記 ・ 『〇〇〇〇における行政機関の支援施設など』のページ：貴自治体で難聴児支援を実施している機関・施設・団体の名称及び連絡先・住所などの情報の追記（本ページは複製して複数ページにすることが可能） ・ 裏表紙：『本冊子は、PwC コンサルティング合同会社が、厚生労働省の補助事業である令和4年度障害者総合福祉推進事業により作成したものを、<u>XX</u>が更新し、提供しています。』の下線部分に貴自治体名の追記 |
| <p>② 修正</p> | <p><u>以下の部分については、貴自治体において修正が可能です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙：表紙下部の情報記入欄の『ホットライン』という文言の削除 ・ 目次：『〇〇〇〇における行政機関の支援施設など』の項目を削除 ・ 4 ページ：『本自治体の詳細は、末尾に記載しています。』という一文の削除 ・ 26 ページ：『本自治体の詳細は、末尾に記載しています。』という一文の削除 ・ 31,32 ページ：用意されている入力欄の削除 ・ メモページの複製 |
| <p>③ 別添資料の添付</p> | <p><u>貴自治体の難聴児支援に関する資料等の追加が可能です。特に、添付を推奨する資料は下記の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児聴覚検査でリファアとなった後、精密検査に至るまでのフロー ・ 精密検査等を実施している聴覚専門の医療機関等の一覧 ・ 補聴器等の購入助成に関する資料 |

| | |
|-------|---|
| (留意点) | <p><u>本資料(a)本編を更新する際の留意点は以下の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、本資料の内容の改変は不可。ただし、①追記、②修正で指定をした部分は改変が可能 ・ イラストのみの使用や切り取りは不可。本資料(a)本編に掲載されているイラストは、PwC コンサルティング合同会社が著作権を保有している |
|-------|---|

1.2 本資料(b)概要版 更新のための実施事項

| | |
|-------|--|
| ① 追記 | <p><u>本資料(b)概要版の以下の部分については、貴自治体において追記をお願いします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページ：『<u>XX 県</u> 主なきこえに関する支援・サポートを受けられる場所』の下線部分に貴自治体名の追記 ・ 4 ページ：貴自治体における聴児支援を実施している機関・施設・団体の名称及び連絡先・住所などの情報の追記（概要版は紙面の範囲内での追記となります） |
| ② 修正 | <p><u>本資料(b)概要版の以下の部分については、貴自治体において修正が可能です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙：表紙下部の情報記入欄の『ホットライン』という文言の削除 ・ 2 ページ：「主な相談内容」は調査を通じてよくあるものを掲載しているため、それぞれの質問に対して対応する機関・施設・団体を確認し、枠の追加・内容の追記・削除 ・ 「主な相談内容」「主な相談先」の間を結んでいる矢印は上記整理に合わせて変更 |
| (留意点) | <p><u>本資料(b)概要版を更新する際の留意点は以下の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、本資料の内容の改変は不可。ただし、①追記、②修正で指定をした部分は改変が可能 ・ イラストのみの使用や切り取りは不可。本資料(a)概要版に掲載されているイラストは、PwC コンサルティング合同会社が著作権を保有している |

2. 更新前の準備

更新にあたっては、以下の事項の実施を推奨します。

2.1 更新前の準備

| | |
|-----------|--|
| ① 地域の実態把握 | <p>本資料の更新にあたり、適宜、都道府県・市町村等で連携を図り、貴自治体における難聴児の支援に関する資源や実態を把握することを推奨します。把握情報収集及び検討が望ましいと考えられる項目の一例は次の通りです。</p> <p>(難聴児支援の種類・内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や医療機関・療育機関・教育機関等の関係機関とその支援内容・役割・ 貴自治体で実施している経済的支援・相談支援や公的支援機関・ 保健師等のコーディネーターや、当事者・当事者支援団体の活動内容や支援状況・ 公的機関・民間機関を含めた聴覚障害者情報提供施設等や難聴児支援を行っている障害児通所支援事業所、その他支援団体 等 <p>(中核機関の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貴自治体における家族等支援を行う中核的な機関 <p>(新生児聴覚検査から精密検査までのフロー整理)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新生児聴覚検査でリファアとなった後、再検査・精密検査までのフロー・ 必要に応じて、診断後の家族等への伝達事項（支援の相談先、どこに連絡すればよいかなど） |
| ② 支援の一覧化 | <p>本資料の更新前に、把握した資源や実態を整理することを推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1.で把握した各地域における支援の内容及び、支援機関・施設・団体・窓口等を一覧化・ 一覧化の際、家族等が容易に各支援にアクセスできるよう、担当窓口、電話番号やメールアドレスやウェブページのQRコード等を掲載できるように各機関・施設・団体と調整 |

3. 本資料の配布、提供

本資料の提供にあたっては、以下の点に留意されることを推奨します。

3.1 本資料の配布・提供の際の留意事項

| | |
|-----------|--|
| ① 紙媒体での配布 | <p>配布時の留意点は以下の通りです</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本資料はカラー印刷が望ましい・ 支援機関・施設・団体に加えて、市町村や保健所、医療機関（特に、産科・小児科・耳鼻咽喉科を標榜する医療機関）、助産所、療育機関等への本資料の配布 |
|-----------|--|

| | |
|---------------------------------------|--|
| ② ウェブ上での公開 | <p><u>本資料(a)本編・(b)概要版ともにウェブ上で公開することができます。特に、家族等はスマートフォンなどの情報端末を通じて情報を集めることが想定されることから、(b)概要版については貴自治体や支援機関等のホームページ上での公開を推奨します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブ公開時は、下記のような検索ワードを想定し、家族等が容易に情報にアクセスできるように工夫する（検索ワードの例：「難聴」「難聴児」「聴覚障害」「新生児スクリーニング」「リファー」「補聴器」「人工内耳」「きこえ」） |
| ③ 本資料提供元の関係職員、地域のサポーターへの周知と活用にあたっての連携 | <p><u>本資料は、主に支援施設のスタッフや市町村の担当課窓口、医療機関の医師や言語聴覚士、保健師等のサポーターから家族等へ直接提供することが想定されるため、支援員が本資料の意義を理解し、効果的に活用できるよう、下記の点について連携をお願いします。</u></p> <p>（支援員による本資料の活用方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援員が家族等と対面している場合は、本資料を提供するだけでなく、支援員が家族等と一緒に読み進めることがよいと考えられる 家族等へ更なる支援に繋がる重要性を強調し、実際に、適切な支援機関・施設・団体への架け橋となるように支援調整を実施することが望ましい 中長期的に難聴児とその家族等へ支援を行い、難聴児の発達段階に合わせた適切な支援と情報提供を行うことがよいと考えられる |
| (留意点) | <u>ウェブ上での本資料公開は PDF 形式としてください</u> |

「難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする
基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究」事務局

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部
メールアドレス：jp_mhlw_childsupport@pwc.com

(別紙1)

『お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～』
利用規程

(本規程の趣旨)

第1条 この規程はPwCコンサルティング合同会社が作成した「お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～(以下、「本資料」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものである。

(本資料の目的)

第2条 本資料は、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に定めるものをいう。以下同じ。)が難聴児・ろう児を持つ家族等が難聴に関する理解を深めるために活用することを目的とする。

(使用制限)

第3条 本資料は、地方公共団体が第2条の規定に基づき使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、本資料を使用することができない。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 本資料〇〇ページ以外のページを改変して使用する場合
- (3) イラストのみを切り取って使用する場合
- (4) その他PwCコンサルティング合同会社が不当な使用であることを認めた場合

(使用の中止等)

第4条 本資料の使用に際し、第3条の規定に該当することが認められるとき、PwCコンサルティング合同会社はその使用を差し止めることができ、また、差し止めを求められたものは、ただちに使用を中止しなければならない。

(使用料)

第5条 地方公共団体が本資料を使用する場合は無料である。

(本資料の権利)

第6条 本資料に関する一切の権利は、PwCコンサルティング合同会社に帰属する。

(規程の改変)

第7条 この規程は、必要に応じて改変される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は令和5年3月31日から施行する。